10　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　看護職員加配加算(I)

(1)　障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合（(2)に該当する場合を除く。）

| | |
|---|---|
| (一)　利用定員が10人以下の場合 | 200単位 |
| (二)　利用定員が11人以上20人以下の場合 | 133単位 |
| (三)　利用定員が21人以上の場合 | 80単位 |

(2)　主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

| | |
|---|---|
| (一)　利用定員が５人の場合 | 400単位 |
| (二)　利用定員が６人の場合 | 333単位 |
| (三)　利用定員が７人の場合 | 286単位 |
| (四)　利用定員が８人の場合 | 250単位 |
| (五)　利用定員が９人の場合 | 222単位 |
| (六)　利用定員が10人の場合 | 200単位 |
| (七)　利用定員が11人以上の場合 | 133単位 |

ロ　看護職員加配加算(II)

(1)　障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合（(2)に該当する場合を除く。）

| | |
|---|---|
| (一)　利用定員が10人以下の場合 | 400単位 |
| (二)　利用定員が11人以上20人以下の場合 | 266単位 |
| (三)　利用定員が21人以上の場合 | 160単位 |

(2)　主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

| | |
|---|---|
| (一)　利用定員が５人の場合 | 800単位 |
| (二)　利用定員が６人の場合 | 666単位 |
| (三)　利用定員が７人の場合 | 572単位 |
| (四)　利用定員が８人の場合 | 500単位 |
| (五)　利用定員が９人の場合 | 444単位 |
| (六)　利用定員が10人の場合 | 400単位 |
| (七)　利用定員が11人以上の場合 | 266単位 |

ハ　看護職員加配加算(III)

障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

| | |
|---|---|
| (1)　利用定員が10人以下の場合 | 600単位 |
| (2)　利用定員が11人以上20人以下の場合 | 399単位 |
| (3)　利用定員が21人以上の場合 | 240単位 |

（新設）